

新宿区規則第29号

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 施策の推進（第3条－第17条）

第3章 ユニバーサルデザインまちづくり審議会（第18条－第22条）

第4章 雑則（第23条・第24条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例（令和2年新宿区条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

第2章 施策の推進

（都市施設）

第3条 条例第2条第2号の新宿区規則で定める施設は、別表第1の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の都市施設の欄に掲げるとおりとする。

（整備基準等）

第4条 条例第2条第4号の規則で定める事項は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の都市施設の欄に掲げるとおりとし、条例第8条第1項の規則で定める事項は、同表の左欄に掲げる区分に応じ同表の特定都市施設の欄に掲げるとおりとする。

区分	都市施設	特定都市施設
建築物（共同住宅等を除く。）	別表第2に定める事項	別表第4に定める事項（用途及び規模に応じ、区長が別に定める事項を除く。）
建築物（共同住宅等に限定する。）	別表第3に定める事項	別表第5に定める事項
小規模建築物	別表第2に定める事項	別表第6に定める事項
道路	別表第7に定める事項	別表第7に定める事項
公園	別表第8に定める事項	別表第8に定める事項

公共交通施設	別表第9に定める事項	別表第9に定める事項
路外駐車場	別表第10に定める事項	別表第10に定める事項

- 2 整備基準は、別表第1の1 建築物の項及び2 小規模建築物の項に定める都市施設にあっては不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分について適用し、その他の都市施設にあっては不特定かつ多数の者が利用する部分について適用する。
- 3 条例第8条第1項に規定する遵守基準（以下「遵守基準」という。）は、別表第1の1 建築物の項及び2 小規模建築物の項に定める特定都市施設（同条第1項に規定する特定都市施設をいう。以下同じ。）の改修（同条第1項に規定する改修をいう。第11条第4項第2号及び別表第1を除き、以下同じ。）をする場合にあっては、次に掲げる部分について適用する。
- (1) 当該改修に係る部分
- (2) 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から次に掲げる施設（前号に掲げる部分に設けるものに限る。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- ア 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）
- イ 共同住宅等の各住戸
- ウ ホテル又は旅館（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する営業及び旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項に規定する簡易宿所営業の用に供する施設を除く。別表第2の10の項第3号及び別表第4の10の項第3号オの規定により読み替えて適用する同号アにおいて同じ。）における車椅子を使用する者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができる客室（以下「車椅子使用者用客室」という。）以外の各客室（以下「一般客室」という。）
- (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所
- (4) 第1号に掲げる部分に設ける利用居室（設けないときは、道等）から車椅子使用者が円滑に利用することができる便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）（前号に掲げる部分に設

けるものに限る。)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

(5) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場

(6) 車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(別表第10を除き、以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)(前号に掲げる部分に設けるものに限る。)から次に掲げる施設(第1号に掲げる部分に設けるものに限る。)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

ア 利用居室(設けないときは、道等)

イ 一般客室

4 別表第1の1 建築物の項及び2 小規模建築物の項に定める都市施設のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第17号に規定する特別特定建築物その他これに類する施設以外の施設に係る前項第2号ア、第3号及び第5号並びに別表第4及び別表第6の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

5 別表第2から別表第10までの規定にかかわらず、条例第7条第1項に規定する措置と同等以上の措置が講じられていると区長が認める場合又は地形若しくは敷地の形状、建築物の構造その他やむを得ない事情により整備基準による整備が困難であると区長が認める場合は、これらの規定を適用しないことができる。

(特定都市施設)

第5条 条例第8条第1項の規則で定める都市施設は、別表第1の第2欄に掲げる都市施設の区分に応じ、同表の特定都市施設の欄に掲げるとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに掲げる地区、街区又は区域内において新設又は改修をしようとする都市施設は、条例第8条第1項の規則で定める都市施設とする。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第3号に掲げる高度利用地区

- (2) 都市計画法第 8 条第 1 項第 4 号に掲げる特定街区
 - (3) 都市計画法第 12 条の 5 第 3 項に規定する再開発等促進区
 - (4) 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 36 条第 1 項の都市再生特別地区
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、別表第 1 の 1 建築物の項及び 2 小規模建築物の項に定める特定都市施設のうち、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 3 条第 1 項に規定する建築物及び文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 142 条に規定する伝統的建造物群保存地区の区域内における同法第 2 条第 1 項第 6 号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物については、前 2 項の規定を適用しないものとする。

（事前協議対象施設）

第 6 条 条例第 9 条第 1 項の規則で定める特定都市施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 別表第 1 の 1 建築物の項の表の第 2 欄に掲げる都市施設の区分に応じ、同表の事前協議対象施設の欄に掲げる施設
- (2) 前条第 2 項各号に掲げる地区、街区又は区域内において別表第 1 の 1 建築物の項に定める都市施設のうち延べ面積が 2,000 平方メートル以上であるものの新設又は改修（改修に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上であるものに限る。）をしようとする場合における当該地区、街区又は区域内の同条第 2 項に規定する都市施設（前号に掲げる施設を除く。）

（事前協議）

第 7 条 条例第 9 条第 2 項に規定する事前協議（以下「事前協議」という。）は、条例第 10 条第 1 項の工事に着手する日の 60 日前（前条第 2 号に掲げる施設に係る事前協議にあつては、90 日前）までに、事前協議書（第 1 号様式）により行うものとする。

（届出）

第 8 条 条例第 10 条第 1 項本文及び第 2 項の規定による届出は、同条第 1 項の工事又は同条第 2 項に規定する工事に着手する日の 30 日前までに、別表第 1 の 1 建築物の項及び 2 小規模建築物の項に定める特定都市施設にあつては特定都市施設設置工事計画（変更）届出書（建築物及び小規模建築物）（第 2 号様式）により、その他の特定都市施設にあつては特定都市施設設置工事計画（変更）届出書（建築物及び小規模建築物以外）（第 3 号様式）により行

うものとする。

(軽微な変更)

第9条 条例第10条第2項の規則で定める軽微な変更は、特定都市施設の新設又は改修に係る変更のうち、適用される整備基準の変更を伴わない変更及び工事に着手する日又は工事が完了する日に係る変更とする。

(工事の完了報告)

第10条 条例第11条の規定による報告は、工事完了報告書(第4号様式)により行うものとする。

(整備基準適合証の交付等)

第11条 条例第12条第1項の規定による請求は、整備基準適合証交付請求書(第5号様式)により行うものとする。

2 区長は、前項の請求に係る都市施設が条例第12条第2項に規定する整備基準に適合していると認めるときは、速やかに、整備基準適合証交付決定通知書(第6号様式)により当該施設所有者等に対し通知するとともに、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例整備基準適合証(第7号様式。以下「適合証」という。)を交付するものとする。

3 区長は、第1項の請求に係る都市施設が条例第12条第2項に規定する整備基準に適合しないときは、速やかに、整備基準適合証不交付決定通知書(第8号様式)により、当該施設所有者等に対し通知するものとする。

4 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2項の規定による適合証の交付を受けた者からこれを返還させることができる。

- (1) 虚偽の請求その他不正の手段により当該交付を受けたとき。
- (2) 当該交付の対象となった都市施設が、改修等により整備基準に適合しなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、適合証を返還させることが適当であると区長が認めるとき。

(身分証明書)

第12条 条例第13条第2項の身分を示す証明書は、第9号様式による。

(報告の徴収)

第13条 条例第14条の報告は、別表第1の1 建築物の項及び2

小規模建築物の項に定める特定都市施設にあつては特定都市施設適合状況報告書（建築物及び小規模建築物）（第10号様式）により、その他の特定都市施設にあつては特定都市施設適合状況報告書（建築物及び小規模建築物以外）（第11号様式）により行うものとする。

（勧告）

第14条 区長は、条例第16条第1項の規定による勧告をするときは、第12号様式による勧告書を交付するものとする。

2 区長は、条例第16条第2項の規定による勧告をするときは、第13号様式による勧告書を交付するものとする。

（公表）

第15条 条例第17条第1項の規定による公表（以下「公表」という。）は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 公表の対象となる事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第16条第1項又は第2項の規定による勧告（以下「勧告」という。）を受けた者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

(2) 勧告を受けた者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

(3) 勧告の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

（意見陳述等の機会の付与）

第16条 条例第17条第2項の意見を述べ、証拠を提示する機会（以下「意見陳述等の機会」という。）におけるその方法は、区長が口頭で行うことを認めた場合を除き、当該意見及び証拠を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出する方法とする。

2 区長は、条例第17条第2項の規定により意見陳述等の機会を与えるときは、意見書の提出期限（口頭による意見陳述等を認めた場合にあつては、その日時）までに相当の期間において、勧告を受けた者に対し、次に掲げる事項を記載した書面により通知するものとする。

(1) 公表を行おうとする内容

(2) 公表の根拠となる条例等の条項

(3) 公表の原因となる事実

(4) 意見書の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述等を認めた場合にあっては、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

3 前項の規定による通知を受けた者（以下「当事者」という。）又はその代理人は、やむを得ない事情があるときは、区長に対し、意見書の提出期限の延長又は出頭すべき日時若しくは場所の変更を申し出ることができる。

4 区長は、前項の規定による申出があったときは、意見書の提出期限を延長し、又は出頭すべき日時若しくは場所を変更することができる。

5 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認めるときは、職権により、意見書の提出期限を延長し、又は出頭すべき日時若しくは場所を変更することができる。

6 第3項の代理人は、その代理権を証する書面を、意見書の提出期限又は出頭すべき日時までに区長に提出しなければならない。

7 区長は、当事者又はその代理人に口頭による意見陳述等を行わせたときは、当該意見陳述等の要旨を記載した書面を作成するものとする。

8 区長は、当事者又はその代理人が正当な理由なく意見書の提出期限内に意見書を提出せず、又は出頭すべき日時に出頭しなかったときは、条例第17条第1項に規定する要件に該当するものとみなして、公表を行うことができる。

（書類等の提出部数等）

第17条 次に掲げる書類（これらの書類に添付すべき関係書類等を含む。）の提出部数は、それぞれ正本1部（第1号に掲げる書類にあっては、2部）及び副本1部とする。

(1) 事前協議書

(2) 特定都市施設設置工事計画（変更）届出書（建築物及び小規模建築物）

(3) 特定都市施設設置工事計画（変更）届出書（建築物及び小規模建築物以外）

(4) 工事完了報告書

(5) 整備基準適合証交付請求書

(6) 特定都市施設適合状況報告書（建築物及び小規模建築物）

(7) 特定都市施設適合状況報告書（建築物及び小規模建築物以外）

2 前項第1号から第3号まで及び第5号から第7号までに掲げる

書類には、次に掲げる書類及び図書（同項第5号に掲げる書類にあっては、第2号に掲げる図書）のうち、当該特定都市施設の区分に応じ該当するものを添付しなければならない。

- (1) 別表第1の3 道路の項に定める特定都市施設を除き、第14号様式から第21号様式までによる特定都市施設整備項目表
- (2) 別表第11に定める図書

第3章 ユニバーサルデザインまちづくり審議会

（組織）

第18条 条例第19条第1項に規定する審議会（以下「審議会」という。）の委員の数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 学識経験を有する者 5名以内
- (2) 区民 3名以内
- (3) 地域団体の構成員 6名以内
- (4) 事業者（法人その他の団体にあっては、その構成員） 6名以内

（会長及び副会長）

第19条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第20条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 5 審議会の会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

（部会）

第21条 部会は、条例第20条第1項に規定する委員のうちから、会長が指名する者をもって組織する。

- 2 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長がこれを指名する。
- 3 部会長は、部会を招集し、部会の事務を掌理し、並びに部会における調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。
- 4 前条第 4 項及び第 5 項の規定は、部会の運営について準用する。この場合において、同項ただし書中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(庶務)

第 22 条 審議会の庶務は、都市計画部景観・まちづくり課が担当する。

第 4 章 雑則

(公共的団体)

第 23 条 条例第 22 条第 1 項の規則で定める公共的団体は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 3 編第 3 章に定める地方公共団体の組合とする。

(補則)

第 24 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 章及び第 23 条の規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則を公布する。

令和2年3月31日

新宿区長 吉住 健一